

平成 29 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部を変更することを平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 44 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、財務情報の国際的な比較可能性および経営の透明性をさらに高めるため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更することとし、これに伴い、現行定款第 13 条、第 14 条、第 41 条および第 42 条に所要の変更を行うものです。また、事業年度の変更に伴い、第 45 期事業年度は平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の 9 ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。
- (2) 中期的な経営ビジョンに基づき、1 年以上にわたる長期的なプロジェクトの遂行に関する経営責任を明確化するため、取締役の任期を 1 年から 2 年に変更することとし、現行定款第 21 条の変更を行うものです。
- (3) 第 21 条の変更に伴い、会社法第 459 条第 1 項に定める要件を充たさなくなることから、これにより不要となった、剰余金の配当等の決定機関を定める現行定款第 43 条を削除するものです。また、この削除により条文番号の繰り上げを行います。
- (4) 当社の代表取締役及び役付取締役を定める定款第 22 条の条文を実態に則した内容に変更するものです。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 12 条 (条文省略)	第 1 条～第 12 条 (現行どおり)

(招集)

第 13 条

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条

当社は、毎年3月 31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第 15 条～第 20 条 (条文省略)

(取締役の任期)

第 21 条

取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条

当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

②当社は、取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1名を選定し、必要に応じて、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条～第 40 条 (条文省略)

(事業年度)

第 41 条

当会社の事業年度は、毎年4月 1日から翌年 3月 31日までの 1年とする。

(招集)

第 13 条

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条

当社は、毎年 12月 31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第 15 条～第 20 条 (現行どおり)

(取締役の任期)

第 21 条

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条

当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

②当社は、取締役会の決議により、取締役社長 1名を選定し、必要に応じて、取締役会長 1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条～第 40 条 (現行どおり)

(事業年度)

第 41 条

当会社の事業年度は、毎年1月 1日から 12月 31日までの 1年とする。

<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社は、毎年<u>3月 31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>②当社は、毎年<u>9月 30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社は、毎年<u>12月 31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>②当社は、毎年<u>6月 30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 43 条 (現行定款第 44 条の内容どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第 41 条(事業年度)の規定にかかわらず、第 45 期の事業年度は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までとする。なお、本附則は第 45 期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

平成 29 年 6 月 29 日
平成 29 年 6 月 29 日開催の定時株主総会の
終結の時

以上